

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

本則(第五百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「〇〇法」に改める。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を↑

「第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)

第十一款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)

てん金等」を「給付補填金等」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項

第三十四号の二を削り、同項第三十四号の三中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項

第三十四号の二とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

第二条第一項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の

に、「給付補

(租税特別措置法の一部改正)

第二十条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

本則(第六十六条の四第十六項及び第六十八条の八十八第十七項を除く。)中「国税通則法」を「〇〇法」に改める。

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

第四節 協同組合の課税の特例(第六十一条)

目次中

第四節の二 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の二・第六十一条の三)

第四節の三 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

「第三節の三 沖縄の認定法人の課税の特例(第六十条)」

第三節の四 国際戦略総合特別区域における指定特定目的法人の課税の特例(第六十一条)

第三節の五 認定研究開発事業法人等の課税の特例(第六十一条の二)

第四節 認定農業生産法人等の課税の特例(第六十一条の三・第六十一条の三の二)

第四節の二 交際費等の課税の特例(第六十一条の四)

を ↑

に、 ↑

示若しくは提出を求める」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「又は検査」を「検査又は提示若しくは提出の要求」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十七項中「第二十五項」を「第二十四項」に、「質問又は検査」を「当該職員」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条に次の一項を加える。

27 ○○法第七十四条の七及び第七十四条の九から第七十四条の十二までの規定は、国税庁、国税局又は税務署の当該職員が、特定振替国債等の譲渡対価の支払調書又は特定振替国債等の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に対し実地の調査により第二十四項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う場合について準用する。

第四十一条の十四第一項第一号中「平成十三年四月一日以後に行う」を「商品先物取引等（」に改め、「含む」の下に「。）」又は同条第十四項第一号から第五号までに掲げる取引（同項第四号に掲げる取引にあつては、同号イからハまでに掲げる取引を成立させることができる権利に係るものに限る。）で同項に規定する店頭商品デリバティブ取引に該当するものをいう」を加え、「商品先物取引」というを「同じ」に、「当該商品先物取引」を「当該商品先物取引等」に改め、同項第二号中「金融商品取引法」を「

金融商品先物取引等（金融商品取引法）に改め、「限る」の下に「。）」又は同条第二十二項第一号から第四号までに掲げる取引（同項に規定する店頭デリバティブ取引に該当するものに限る。）をいう」を加え、「金融商品先物取引等」というを「同じ」に改め、同項第三号中「で同条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されているもの」を削り、同条第二項第一号中「第三十四号の四」を「第三十四号の六」に改める。

第四十一条の十六第一項中「第二条第一項第三十四号の四」を「第二条第一項第三十四号の五」に改める。

第四十一条の十七第二項の表を次のように改める。

第八十五条第一項	寡婦	租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の寡婦
第九十条第二号ハ の規定		並びに租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次に掲げる規定 平成二十三年六月一日
- イ 第一条中所得税法第二百三十八条の改正規定及び同法第二百四十三条第二項の改正規定
- ロ 第二条中法人税法第五百十九条の改正規定及び同法第六十三条の改正規定
- ハ 第三条中相続税法第六十八条の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七十条の改正規定及び同法第七十一条の改正規定
- ニ 第四条の規定（地価税法第三十六条及び第三十七条の改正規定を除く。）
- ホ 第六条中消費税法第六十四条の改正規定、同法第六十五条第三号の改正規定及び同法第六十七条第二項の改正規定
- ヘ 第七条中酒税法第五十五条の改正規定、同法第五十六条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法

第九十八条」を「第九十八条」に改める部分を除く。）、同法第八条の四第一項第一号の改正規定、同法第九条の三第一号の改正規定、同法第六十六条の四第二項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六十八条の八十八第二項の改正規定、同条第六項の改正規定、同法第六章第三節の二中第九十条の四の前に「款及び款名を加える改正規定、同法第九十条の五第一項の改正規定、同法第九十条の六第一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）」、同法第九十条の七第一項の改正規定及び同条第三項の改正規定（同項第六号中「提出を怠り」を「提出せず」に改める部分を除く。）並びに附則第六十二条、第六十三条、第七百七条、第三百三十三条及び第四百一条から第四百五十五条までの規定

三 次に掲げる規定 平成二十四年一月一日

イ 第一条中所得税法第二条第一項の改正規定（同項第十六号及び第四十二号に係る部分を除く。）、同法第十七条の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第五十七条の二の改正規定、同法第七十四条第二項第三号の改正規定、同法第八十三条の二第一項の改正規定、同法第八十四条第一項の改正規定、同法第八十五条の改正規定、同法第二百二十条第三項の改正規定、同

ヨ 第十七条中国税通則法第三条の二の次に一条を加える改正規定（同法第四条第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、「同法第七十四条の二第一項の改正規定（「（平成五年法律第八十八号）」を削る部分を除く。）」、同法第七章の次に一章を加える改正規定（同法第七十四条の十三第六項及び第七項に係る部分を除く。）及び同法第二百二十六条の次に一条を加える改正規定（同法第二百二十七条第一号に係る部分を除く。）並びに附則第五十五条、第五十六条及び第五十七条の規定

タ 第十九条の規定（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条の改正規定を除く。）及び附則第五十八条の規定

レ 第二十条中租税特別措置法第八条の四第三項第一号の改正規定、同法第九条の四の二の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第二十八条の四第五項第一号の改正規定、同法第二十九条の二の改正規定（同条第一項及び第二項に係る部分を除く。）、同法第三十条の二第一項の改正規定、同法第三十一条第三項第一号の改正規定、同法第三十七条の十第六項第一号の改正規定、同法第三十七条の十一の三の改正規定、同法第四十一条の五第十二項第一号及び第四十一条の五の二第十二項第一号の改正規定、同法第四十一条の十二の改正規定（同条第九項に係る部分を除く。）、同法第四十一条の

十四の改正規定、同法第四十一条の十六第一項の改正規定、同法第四十一条の十七第二項の改正規定、同法第四十二条の二の次に一条を加える改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法第四十二条の三第二項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く。）、同法第六十二条第八項の改正規定、同法第六十六条の四第十九項の改正規定（同項を同条第二十三項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定及び同項の次に一項を加える改正規定、同法第六十八条の六十七第七項の改正規定、同法第六十八条の八十八第二十項の改正規定（同項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第十一項第二号の改正規定、同条第十項の改正規定（同項を同条第十三項とする部分を除く。）、同条第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同項の次に二項を加える改正規定（同条第九項を同条第十項とする部分を除く。）、同条第八項の改正規定、同項の次に一項を加える改正規定、同法第八十七条の八第四項及び第五項の改正規定、同法第八十八条の六の改正規定、同法第八十八条の七第九項及び第十項の改正規定、同法第八十九条の二第四項、第十項及

短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する短期公社債については、なお従前の例による。

2 旧租税特別措置法第四十一条の十二第二十三項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする者又は特定振替国債等の償還金若しくは利息の支払をする者が平成二十四年一月一日前に提出した同項に規定する光ディスク等については、なお従前の例による。

(先物取引に係る雑所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第八十二条 新租税特別措置法第四十一条の十四及び第四十一条の十五の規定は、新租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が平成二十四年一月一日以後に行うものについて適用し、旧租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引に係る同項に規定する差金等決済で同項の居住者又は国内に恒久的施設を有する者が同日前に行ったものについては、なお従前の例による。

(寡婦控除の特例に関する経過措置)

第八十三条 新租税特別措置法第四十一条の十七第二項の規定により読み替えられた所得税法第二百三条の

理由

所得・消費・資産等にわたる抜本改革の実現に向けて、経済活性化と財政健全化を一体として推進するという枠組みの下で、現下の厳しい経済状況や雇用情勢に対応する等の観点からの税制抜本改革の一環をなす緊要性の高い改革として、給与所得控除の上限設定及び役員給与等に係る給与所得控除額の縮減、成年扶養控除の対象の見直し、法人税の基本税率及び中小企業者等の軽減税率の引下げ、雇用促進税制及び環境関連投資促進税制の創設、相続税の基礎控除の引下げ及び最高税率の引上げ等の税率構造の見直し、地球温暖化対策のための課税の特例の創設、認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税の税額控除制度の創設並びに納税者権利憲章の策定及び更正の請求期間の延長等の納税環境の整備を行うとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る軽減税率の特例の適用期限の延長等の金融・証券税制の改正を行うほか、エネルギー需給構造改革推進投資促進税制及び事業革新設備等の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて住宅用家屋に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の特例等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。